

第58回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年3月25日（木曜日）
午前10時（開場：午前9時）

場所

東京都千代田区隼町1番1号
グランドアーク半蔵門 3階 光の間

Contents

第58回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
提供書面	
事業報告	6
連結計算書類	24
計算書類	33
監査報告書	40

株式会社 **建設技術研究所**
証券コード：9621



株主様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<http://www.ctie.co.jp/>

議決権
行使期限

2021年3月24日（水曜日）
午後5時到着分まで

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 9621
2021年3月8日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号
株式会社 建設技術研究所
代表取締役社長 中 村 哲 己

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

議決権を事前に行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませして、議決権行使のご案内（2～3頁）に従って、2021年3月24日（水曜日）午後5時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月25日（木曜日）午前10時（開場 午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区隼町1番1号
グランドアーク半蔵門 3階 光の間

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第58期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第58期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号 議 案 剰余金処分の件
第 2 号 議 案 監査役1名選任の件
第 3 号 議 案 取締役賞与支給の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本総会招集ご通知に掲載しております株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じたときは、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ctie.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■議決権行使のご案内

議決権の行使には、以下3つの方法がございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当日のご来場は極力お控えいただき、書面またはインターネットによる議決権の行使をお願い申し上げます。

株主総会ご出席による議決権行使



株主総会開催日時

2021年3月25日（木曜日）午前10時（開場 午前9時）
 <受付は午前9時に開始いたします>

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
 また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する他の株主様1名に委任する場合に限られます。
 なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

書面（郵送）によるご行使



行使期限

2021年3月24日（水曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットによるご行使



行使期限

2021年3月24日（水曜日）午後5時登録分まで

パソコンまたはスマートフォン等から当社の指定する議決権行使ウェブサイト
 にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」は次頁をご参照ください。

議決権の行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- 議決権行使書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

議決権行使期限

2021年3月24日(水曜日) 午後5時登録分まで

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

1. 議決権行使サイトへアクセス

① 「次の画面へ」をクリック

2. ログインする

② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

③ 「ログイン」をクリック

3. メニューから議決権行使を選択

④ 「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード(確認用)」をそれぞれ入力

⑤ 「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1. QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る



2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ

3. 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

上記のQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。
再行使する場合、またはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、左記の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

システムに関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部(ヘルプデスク)
☎0120-173-027
受付時間 午前9時～午後9時(通話料無料)

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

第1号議案 剰余金処分の件

当事業年度の剰余金の処分につきましては、安定配当方針の維持と利益還元の充実を図りながら、今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき45円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、636,295,410円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年3月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役尾園 修治郎は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況
なかした しげお 中下 恵勇 (1961年10月22日生) ■ 所有する当社株式数 12,801株 新任	1984年4月 当社入社 2003年4月 当社事業推進本部地質センター東北地質室長 2012年4月 当社東京本社地圏環境部長 2017年4月 当社中部支社次長(現任)

【監査役候補者とした理由】

中下恵勇は、環境・社会事業部門、拠点事業所の要職を歴任し、2017年4月から中部支社次長を担当し、当社の経営に精通した実効性の高い監査が期待できるため、監査役候補者として推薦するものであります。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者の所有する当社株式数は、従業員持株会における持分であります。
3. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度の業績等を勘案して、当事業年度末時点の取締役のうち社外取締役以外の10名に対し、賞与を総額38,030,000円支給することといたしたく存じます。

以上

I. 企業集団の現況

1. 当連結会計年度の状況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動が大きく制限され、海外経済においても、感染症の世界的大流行に伴い、深刻な打撃を受けました。新型コロナウイルス感染症の収束時期や英国のEU離脱による影響など依然として不透明な状況が継続しております。

当社グループを取り巻く経営環境は、近年の広範囲かつ激甚な自然災害に対する災害復旧事業への協力、防災・減災対策の強化、インフラ老朽化対策に関わる国土強靱化計画などの多くの要請があったことから、引き続き堅調に推移しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の変化に対応する必要がありました。

このような状況下にあって、当社グループは、2020年が2年目となる「中期経営計画2021」のもと、国内事業においては、①防災・減災、国土強靱化、②既存ストックの運用改善、維持管理・更新、③CM・PM、施工管理などの発注者支援、④PFI・PPP事業、⑤都市・建築事業の5つを重点事業分野、地方自治体や民間企業を拡大市場と位置付け、グループ一体となった質量両面の事業拡大に注力しました。一方、海外事業は、当社連結子会社である株式会社建設技研インターナショナルおよびWaterman Group Plcを中心としたグループ連携の密度を高め、事業拡大を目指しました。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下においても、災害復旧や災害防止対策などの要請に対して、滞りなく業務を円滑かつ効率的に進めることが当社グループの責務であります。こうした認識のもと、国内および海外事業ともに、社員の安全・安心を確保したうえで、業務生産を継続することが不可欠であるため、テレワークをはじめとする働き方改革を強力に推進しました。その結果、海外建設コンサルティング事業において、新規案件で発注遅延が生じたほか、一部の受注プロジェクトでの進行遅延や工期遅延などが発生しましたが、当社グループ業績全体への影響は軽微でありました。

さらには、九州地方をはじめとして広範囲な地域で発生した令和2年7月豪雨に対しては、被害の実態把握とともに、豪雨災害の検証および早期復旧に向けた対策案の検討など、災害復旧に尽力しました。

これらの取り組みにより、当連結会計年度における当社グループの受注高は、海外事業において新型コロナウイルス感染症の影響を受け、69,127百万円と前年同期比2.2%減となりましたが、完成業務収入は65,190百万円と前年同期比4.1%増となり、経常利益は5,216百万円と前年同期比18.6%増、親会社株主に帰属する当期純利益は3,650百万円と前年同期比30.0%増となりました。

当社グループのセグメント別の業績は次のとおりです。

1 国内建設コンサルティング事業

国内建設コンサルティング事業は、防災・減災、国土強靱化、維持管理をはじめとする5つの重点事業分野の受注を拡大しました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一部のプロジェクトでの工期延長などが発生しましたが、早期に全社員に対してテレワーク環境を整備することで生産体制を維持し、業績に大きな影響はありませんでした。以上の結果、受注高は50,979百万円と前年同期比4.6%増、完成業務収入は48,978百万円と前年同期比7.7%増となりました。セグメント利益は5,032百万円と前年同期比31.3%増となりました。

2 海外建設コンサルティング事業

海外建設コンサルティング事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、新規案件での発注遅延や民間市場の冷え込み、一部の受注プロジェクトでの進行遅延や工期延長などの発生、渡航制限による業務の停滞などが業績に影響を与えました。以上の結果、受注高は18,147百万円と前年同期比17.4%減、完成業務収入は16,211百万円と前年同期比5.5%減となり、セグメント利益は45百万円と前年同期比89.6%減となりました。

(2) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化に対して、国内外ともに当社グループ一丸となって機敏に対応することが求められます。

国内建設コンサルティング事業においては、公共投資の動向に注視する必要があります。政府は、近年頻発する自然災害の激甚化に対応するため、2020年度までを対象に「防災・減災、国土強靱化などの3か年緊急対策」を実施していますが、防災・減災、国土強靱化をより一層加速させるため、2020年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定しました。5年間で追加的に必要となる事業規模15兆円程度（全123対策）のうち、国土交通省では、事業規模9.4兆円程度（53対策）が計上され、国内における公共投資は、今後も引き続き堅調に推移することが予測されます。

海外建設コンサルティング事業においては、株式会社建設技研インターナショナルの営業エリアであるアジア・アフリカを中心に、インフラ整備の需要は膨大であり、急速な都市化や経済成長を背景として、今後も更なる拡大が見込まれております。一方、Waterman Group Plc の拠点であるヨーロッパについては、新型コロナウイルス感染症の影響による民間市場の冷え込みが継続すると予測されます。

新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せない中、国内外とも『New Normal』に対応するために、テレワークを活用した新たな働き方の推進およびDX（デジタルトランスフォーメーション）の加速による生産効率の向上が求められます。また、海外においては、アジアの重要な拠点であるフィリピンに現地法人を設立するなど、新型コロナウイルス感染症の影響による渡航制限にも対応できる効率的な現地営業・生産体制の構築が急務であります。さらに、ヨーロッパにおける民間市場の停滞に対しては、民間企業以外の多様なクライアントからの更なる受注拡大を進める必要があります。

こうした事業環境を踏まえ、「中期経営計画2021」の最終年である第59期経営計画においては、「事業構造の変革と新たな働き方の推進」をスローガンに掲げ、以下の重点課題に対応することにより、2021年を次世代への飛躍の年といたします。

- ① C T Iグループの連携強化による事業拡大
- ② 他社との差別化を図るためのC T Iブランドの浸透
- ③ 新たな働き方の推進と生産性向上
- ④ リスク管理の強化

役員ならびに社員一同、国民の安心・安全を担う建設コンサルタントの社会的使命を果たすため、最大限の努力を続けてまいり所存です。

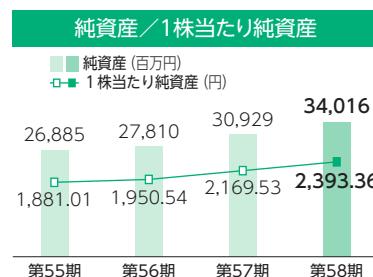
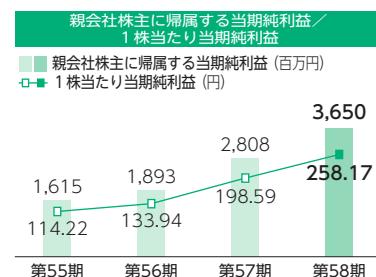
株主の皆様におかれましては、引き続き格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

-
- (3) 資金調達の様況
該当事項はありません。
 - (4) 設備投資の様況
該当事項はありません。
 - (5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況
該当事項はありません。
 - (6) 他の会社の事業の譲受けの様況
該当事項はありません。
 - (7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況
該当事項はありません。
 - (8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況
該当事項はありません。

(9) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 55 期 2017年12月期	第 56 期 2018年12月期	第 57 期 2019年12月期	第 58 期 (当連結会計年度) 2020年12月期
受注高	52,775	60,117	70,718	69,127
完成業務収入	49,301	58,443	62,649	65,190
経常利益	2,500	3,167	4,397	5,216
親会社株主に帰属する当期純利益	1,615	1,893	2,808	3,650
1株当たり当期純利益	114.22円	133.94円	198.59円	258.17円
総資産	49,444	50,854	59,013	63,980
純資産	26,885	27,810	30,929	34,016
1株当たり純資産	1,881.01円	1,950.54円	2,169.53円	2,393.36円



(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を2019年12月期の期首から適用しており、2018年12月期の総資産は、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社

当社には親会社が存在しませんので、該当事項はありません。

② 重要な子会社

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社建設技研インターナショナル	100百万円	100%	建設コンサルタント
Waterman Group Plc	3.3百万ポンド	100%	コンサルティング・エンジニアリング
Waterman AHW (Victoria) Pty Limited	7.6百万豪ドル	51% 注	コンサルティング・エンジニアリング
日本都市技術株式会社	100百万円	100%	建設コンサルタント 土地区画整理事業
株式会社地圏総合コンサルタント	100百万円	100%	建設コンサルタント 地質調査業
株式会社日総建	100百万円	100%	建築設計 監理

(注) 子会社Waterman Group Plcが所有しており、すべて間接所有であります。

2. 当連結会計年度末日の状況

(1) 主要な事業内容

当社グループは、河川、ダム、道路、環境、情報、都市・建築などの公共事業に関する建設コンサルタント業を営んでおります。

① 国内建設コンサルティング事業

主要な業務は、国内における公共事業の企画、調査、計画、設計、発注者支援、施工管理、運用維持管理などの総合コンサルティング業務および付随するシステム開発、保守管理、一般事務処理受託、土地区画整理業務、地質調査業務ならびに建築設計・監理業務であります。土地区画整理業務、地質調査業務および建築設計・監理を除き主に当社が、土地区画整理業務は子会社日本都市技術株式会社、地質調査業務は子会社株式会社地圏総合コンサルタントが、建築設計・監理業務は子会社株式会社日総建が担当しております。

② 海外建設コンサルティング事業

主要な業務は、海外におけるプロジェクトの発掘、マスタープランの策定、企画、調査、計画、設計、施工管理、運用維持管理など建設プロジェクト全般にわたる総合コンサルティング業務ならびに構造設計、設備設計を含むビルディング関連事業であります。総合コンサルティング事業は当社、子会社株式会社建設技研インターナショナルおよび子会社Waterman Group Plcが、ビルディング関連事業は子会社Waterman Group Plcおよび子会社Waterman AHW (Victoria) Pty Limitedが担当しております。

(2) 主要な営業所等

① 当社

本 社 東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号
支社等 東京本社（東京都中央区）
東京本社さいたまオフィス（さいたま市浦和区）
大阪本社（大阪市中央区）
北海道支社（札幌市中央区） 東北支社（仙台市青葉区）
北陸支社（新潟市中央区） 中部支社（名古屋市中区）
中国支社（広島市東区） 四国支社（香川県高松市）
九州支社（福岡市中央区） 沖縄支社（沖縄県那覇市）
研究センターつくば（茨城県つくば市）

事務所 青森事務所（青森県青森市）ほか全国41カ所

② 株式会社建設技研インターナショナル

本 社 東京都江東区亀戸二丁目25番14号

③ Waterman Group Plc

本 社 Pickfords Wharf, Clink Street, London, SE1 9DG United Kingdom

④ Waterman AHW (Victoria) Pty Limited

本 社 60 Park Street, South Melbourne, VIC 3205, Australia

⑤ 日本都市技術株式会社

本 社 東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号
支社等 本社事務所・東日本支社（千葉県松戸市）
西日本支社（福岡市博多区）

- ⑥ 株式会社地圏総合コンサルタント
 本 社 東京都荒川区西日暮里二丁目26番2号
 支社等 札幌支店 (札幌市中央区)
 四 国 支 店 (愛媛県新居浜市)
- ⑦ 株式会社日総建
 本 社 東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号

(3) 使用人の状況

① 企業集団

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
3,088名 (936名)	76名増 (17名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者 (パートおよびアルバイト) 数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,729名 (507名)	96名増 (16名増)	43.30歳	13.05年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者 (パートおよびアルバイト) 数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(4) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(5) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の現況 (2020年12月31日現在)

1. 株式の状況

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 14,159,086株 |
| (3) 株主数 | 3,414名 |
| (4) 上位10名の株主の状況 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,223千株	8.7%
建 設 技 術 研 究 所 従 業 員 持 株 会	1,195	8.5
有 限 会 社 光 パ ワ ー	612	4.3
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	524	3.7
重 田 康 光	396	2.8
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	371	2.6
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	354	2.5
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	300	2.1
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	269	1.9
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	218	1.5

(注) 持株比率は、自己株式(19,188株)を控除して計算しております。

2. 新株予約権等の状況

当社は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

3. 会社役員の状態

(1) 取締役および監査役の状態

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	村 田 和 夫	
代表取締役副会長	齋 藤 朝 夫	
代表取締役社長	中 村 哲 己	
代表取締役副社長執行役員	寺 井 和 弘	東京本社長
取締役専務執行役員	西 村 達 也	企画・営業本部長
取締役常務執行役員	廣 澤 遵	九州支社長兼沖縄支社長
取締役常務執行役員	秋 葉 努	ガバナンス統括本部長
取締役常務執行役員	木 内 啓	大阪本社長
取締役常務執行役員	名 波 義 昭	技術本部長
取締役執行役員	鈴 木 直 人	管理本部長
取 締 役	池 淵 周 一	公益財団法人河川財団研究フェロー
取 締 役	小 棹 ふ み 子	税理士、小棹ふみ子税理士事務所、メタウォーター株式会社社外取締役、株式会社トーエル社外取締役（監査等委員）
常 勤 監 査 役	齋 藤 貢 一	
監 査 役	尾 園 修 治 郎	
監 査 役	田 中 康 郎	弁護士
監 査 役	石 川 剛	弁護士、桜田通り総合法律事務所シニアパートナー、アルテック株式会社社外監査役、インパクトホールディングス株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役池淵周一および小棹ふみ子は、社外取締役であります。
2. 監査役田中康郎および石川 剛は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役池淵周一、小棹ふみ子および監査役田中康郎の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役小棹ふみ子は、2020年6月26日付で飛島建設株式会社の社外監査役を退任するとともに、2020年7月30日付で株式会社トーエルの社外取締役（監査等委員）に就任しております。
5. 社外役員の重要な兼職の状況については、社外役員に関する事項に記載しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取締役	13名	318百万円	
監査役	4名	44百万円	
合 計	17名	363百万円	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年3月27日開催の定時株主総会において年額400百万円（ただし、使用人分の給与を含まない）以内、監査役の報酬限度額は、1994年3月30日開催の定時株主総会において年額80百万円と決議いただいております。
3. 取締役の報酬等の額には、当事業年度中に役員賞与引当金として費用処理した38百万円を含んでおります。
4. 上記の人数には、2020年3月26日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって任期満了に伴い退任した取締役1名分を含んでおります。

(3) 会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

社外取締役以外の取締役の報酬は、職務執行の対価としての固定報酬（月額報酬）と当該事業年度の連結業績と連動した賞与で構成し、社外取締役は、その役割と独立性の観点から固定報酬（月額報酬）のみで構成しています。取締役の固定報酬は、あらかじめ定められた役員報酬月額基準表に従い適切に月額報酬を算定しています。また、業績連動報酬（賞与）は、当該事業年度の連結業績に応じて標準的な金額を設定し、各取締役の貢献度を代表取締役社長が評価したうえで、報酬枠の範囲内で各取締役の具体的な金額を設定し、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決議しています。

(4) 辞任した、または解任された役員

該当事項はありません。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地位および氏名	他の法人等の重要な兼職の状況	当該他の法人等との関係
取締役 池淵 周一	公益財団法人河川財団研究フェロー	無
取締役 小棹 ふみ子	小棹ふみ子税理士事務所 メタウォーター株式会社社外取締役 株式会社トーエル社外取締役（監査等委員）	無
監査役 田中 康郎	無	無
監査役 石川 剛	桜田通り総合法律事務所シニアパートナー アルテック株式会社社外監査役 インパクトホールディングス株式会社社外取締役	無

(注) 上記社外役員の配偶者または三親等以内の親族等が当社または当社の特定関係事業者の役員または使用人等である事実はありません。

(2) 当該事業年度における主な活動状況

① 取締役会および監査役会への出席の状況

地位および氏名	取締役会（13回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 池淵 周一	13回	100%	—	—
取締役 小棹 ふみ子	13回	100%	—	—
監査役 田中 康郎	13回	100%	13回	100%
監査役 石川 剛	13回	100%	12回	92%

② 取締役会および監査役会における発言の状況

取締役池淵周一は、取締役会において、防災分野の専門家として培った知識・見地からの発言、提言を行っております。

取締役小棹ふみ子は、取締役会において、経験豊富な税理士および社外の見地からの発言、提言を行っております。

監査役田中康郎および石川 剛は、取締役会では、取締役に対し積極的に質問するとともに、法曹経験豊富な弁護士および社外の見地からの発言、提言を行っております。また、監査役会では、実施した監査を報告し、他の監査役に対し積極的に質問するとともに、法曹経験豊富な弁護士および社外の見地からの意見を述べております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計としております。

(4) 報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
社外取締役	2名	14百万円	
社外監査役	2名	12百万円	

- (5) 親会社等または親会社等の子会社等から受けている報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 監査業務に係る報酬等の額および監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画、前事業年度における職務の遂行状況、見積額の算出根拠等を考慮した結果、相当と判断して同意いたしました。

内 容	報 酬 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 連結子会社の監査の状況

当社の子会社であるWaterman Group Plcは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「収益認識に関する会計基準に係る指導・助言業務」および「在外子会社の財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務」を委託しております。

(5) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合には、解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき同旨の議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

(6) 過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

該当事項はありません。

(7) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(8) 辞任した、または解任された会計監査人

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社グループの経営理念は、世界に誇れる技術と英知で、安全で潤いのある豊かな社会づくりに挑戦することであり、この経営理念に基づく適正な業務執行体制の整備・運用が、企業価値の向上につながる経営の重要な責務であると認識し、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を定めております。

- (1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、当社グループの取締役および従業員が職務の執行に当たって遵守すべき事項を明確にし、コンプライアンス体制および業務管理体制を充実させ、モニタリング等によって改善する。特に、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然として対応し、これを拒否する。また、内部通報の取扱いに関する規程の定めに従い、内部通報体制の充実を図り、違法・不正行為の未然防止、早期発見と是正、再発防止に努める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役は、企業統治の透明性に配慮し、その業務の執行に係る文書その他の情報につき、情報セキュリティポリシー、その他社内規則に従って情報管理体制を整備し、適切に開示、保存、廃止および管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク発生の低減を目指し、リスク管理体制を強化するとともに、危機発生時に迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。また、子会社ごとに情報の集約を行い、リスク管理体制を強化する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、業務の意思決定、監督機能、業務執行の分離など、取締役に委嘱する職務と権限を明確にし、定期的（月1回）に取締役会と経営会議とを開催し、十分な議論を経て意思決定する。経営計画は定期的に検証し、成果を確認しながらブラッシュアップするものとする。事業所間および各部門間の連携・調整を図る内部統制システムを構築する。子会社の運営に当たっては、当社の管理本部ほか本社関連部署が積極的な支援を行い、効率的な業務執行を確保する。

- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制（子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む）
当社は、当社グループに関する経営理念や経営戦略などの基本方針に基づき、当社グループに対する管理体制を構築する。また、子会社取締役は、子会社管理規程の定めに従い、経営の重要事項について当社に報告するとともに、必要に応じて当社の事前承認を得る。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
当社は、監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合、監査役と協議し、適性を考慮した人選を行い、当該人事につき監査役の同意を得るものとする。
- (7) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項および監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
当該社員は、取締役の指揮命令に属さないものとする。兼務者であるときは、監査役の職務を補助する間は取締役の指揮命令に属さないものとする。また、当該社員の異動、評価、賞罰等について、監査役の同意を得るものとする。
- (8) 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの取締役および従業員は、会社経営に甚大な影響を与える事象が生じたとき、または発生するおそれがある場合には、その都度監査役に報告するものとする。監査役への報告事項については、取締役と監査役とが協議してあらかじめ定め、報告に関する社内体制を整備する。また、監査役に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。
- (9) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用等については、取締役がその費用等が監査役 of 職務の執行に必要なでないことを証明したときを除き、前払を含め速やかに監査役に費用を支払い、あるいは債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役と監査役とは、監査役の監査が実効的に行われるために、監査環境の整備を含む諸事項（内部監査部門との連携に関する事項等）を認識し、実施体制を確保するために必要に応じて協議し確認する。

(11) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要は次のとおりです。

① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

当社は、「行動憲章」に「誠実で公正な責任ある企業活動の推進」を掲げ、「取締役会規則」、「組織規程」、「業務分掌規程」を整備して取締役、従業員の職務を明確にするとともに、ガバナンス統括本部コンプライアンス室および同監査室を設置し、グループ会社を含めたコンプライアンス研修、内部監査の実施、内部監査での指摘事項についてのモニタリングなどにより、継続的な改善を図っております。また、「コンプライアンス規程」を定め、内部通報体制の一層の充実を図って、リスク情報が的確に上層部へ伝達される仕組みを構築しております。あわせて、ガバナンス統括本部と関連部署が連携して、当社グループのコンプライアンス体制を強化するとともに、当社グループに影響を及ぼす重要事項については、すみやかに法令、定款および社内規則に則り、当社取締役会において決定しております。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制について

当社は、契約書、取締役会資料、議事録などの文書、重要な営業情報、業務上の個人情報等、保存・管理が必要な情報は、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ実施要領」などを整備し、厳正に管理しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
当社は、「行動憲章」に「リスク管理の徹底」を掲げ、想定されるリスクについて、企画・営業本部で継続的に検討し、その結果に基づき、各部署でリスク管理の整備を進めております。また、当社グループのリスク管理の対応状況をモニタリングし、定期的に取り締役会等に報告しております。あわせて、緊急事態が発生したときの会社がとるべき行動を定め、緊急事態を早期かつ適切に収束させ、当社グループの信頼を回復させることとしております。さらに、新型コロナウイルス感染症の対応として、感染拡大防止、社員の安全確保および業務を滞りなく継続する観点から、「緊急対策本部運用規程」に従い、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、組織的な対応を図っております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
当社は、「取締役会規則」、「職務権限規程」、その他社内規則において取締役の職務と権限を明確に定め、取締役会および経営会議を定期的に行い、効率的かつ迅速な意思決定を行っております。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制について
当社は、「子会社管理規程」を定め、グループ会社を監督するための監督責任者を配置しております。また、グループ会社と当社との間でグループ経営会議、運営会議、連絡会議などを開催し、情報を共有し連携の強化を図っております。
- ⑥ 当社の監査役による監査を支えるための体制について
当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議、グループ経営会議、執行役員会、コンプライアンス会議などの重要な会議に出席し、業務の執行状況を直接確認しております。また、当社の監査役は、会計監査人、内部監査部門と定期的に情報交換のための会議を行い相互の連携を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

決定した方針はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、百分率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	41,350	流 動 負 債	26,754
現金及び預金	16,684	業務未払金	2,147
受取手形及び完成業務未収入金	7,127	短期借入金	750
未成業務支出金	17,421	リース債	411
その他	719	未払法人税等	1,254
貸倒引当金	△603	未成業務受入金	13,860
固 定 資 産	22,630	賞与引当金	2,047
有形固定資産	9,729	役員賞与引当金	69
建物及び構築物	2,907	業務損失引当金	100
機械装置及び運搬具	103	その他の	6,112
土地	4,816	固 定 負 債	3,208
リース資産	197	長期未払金	7
使用権資産	1,255	リース債	1,189
建設仮勘定	11	完成業務補償引当金	709
その他	437	繰延税金負債	42
無形固定資産	4,848	退職給付に係る負債	1,034
リース資産	16	資産除去債務	222
のれん	4,035	その他	3
その他	796	負 債 合 計	29,963
投資その他の資産	8,052	純 資 産 の 部	
投資有価証券	4,230	株 主 資 本	33,183
長期貸付金	529	資本金	3,025
繰延税金資産	1,117	資本剰余金	4,144
退職給付に係る資産	784	利益剰余金	26,026
その他	1,514	自己株式	△13
貸倒引当金	△123	その他の包括利益累計額	658
資 産 合 計	63,980	その他有価証券評価差額金	1,164
		為替換算調整勘定	△247
		退職給付に係る調整累計額	△259
		非支配株主持分	174
		純 資 産 合 計	34,016
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	63,980

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高収入		65,190
売上原価		46,955
売上総利益		18,234
販売費及び一般管理費		13,149
営業利益		5,085
営業外収益		
受取利息	17	
受取配当金	70	
受取家賃	91	
受取保険配当金	12	
その他	53	244
営業外費用		
支払利息	51	
支払手数料	3	
為替差損	3	
賃貸費	54	
その他	0	113
経常利益		5,216
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資事業組合運用益	52	52
特別損失		
固定資産処分損	22	
その他	2	24
税金等調整前当期純利益		5,244
法人税、住民税及び事業税	1,882	
法人税等調整額	△290	1,592
当期純利益		3,651
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		3,650

連結株主資本等変動計算書（2020年1月1日から2020年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	3,025	4,122	22,870	△12		30,006
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	△494	-		△494
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	-	-	3,650	-		3,650
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△0		△0
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動	-	22	-	-		22
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額（純 額）	-	-	-	-		-
当 期 変 動 額 合 計	-	22	3,155	△0		3,177
当 期 末 残 高	3,025	4,144	26,026	△13		33,183

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,255	△96	△487	671	252	30,929
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△494
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	3,650
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	△0
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動	-	-	-	-	-	22
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額（純 額）	△91	△150	228	△13	△77	△90
当 期 変 動 額 合 計	△91	△150	228	△13	△77	3,087
当 期 末 残 高	1,164	△247	△259	658	174	34,016

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 23社

主要な連結子会社の名称

株式会社建設技研インターナショナル

Waterman Group Plc

Waterman AHW (Victoria) Pty Limited

日本都市技術株式会社

株式会社地圏総合コンサルタント

株式会社日総建

(2) 主要な非連結子会社の数 11社

非連結子会社の名称

株式会社環境総合リサーチ

株式会社CTIフロンティア

株式会社マネジメントテクノ

釜石太陽光発電株式会社

釜石檜ノ木平太陽光発電株式会社

株式会社CTIアウラ

株式会社CTI新土木

株式会社CTIウイング

株式会社CTIグランドプランニング

武漢長建創維環境科技有限公司

株式会社CTIミャンマー

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社

持分法を適用している非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社

株式会社環境総合リサーチ、株式会社CTIフロンティア、株式会社マネジメントテクノ、釜石太陽光発電株式会社、釜石檜ノ木平太陽光発電株式会社、株式会社CTIアウラ、株式会社CTI新土木、株式会社CTIウイング、株式会社CTIグランドプランニング、武漢長建創維環境科技有限公司、株式会社CTIミャンマー、株式会社総合設備コンサルタント、株式会社札幌日総建および株式会社ウェスタ・CHPは、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(株式会社総合設備コンサルタント、株式会社札幌日総建は株式会社日総建の関連会社であります。)

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Waterman Group Plcの一部の連結子会社の事業年度の末日は3月31日または6月30日のいずれかですが、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日である12月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 在外子会社における会計処理基準に関する事項
「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号2019年6月28日公表分）を適用し、在外子会社に対して連結決算上、必要な調整を行っております。
5. 会計方針に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- 1) 有価証券
満期保有目的の債券
償却原価法
その他有価証券
・時価のあるもの
連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの
移動平均法による原価法
- 2) たな卸資産
未成業務支出金……個別法による原価法
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- 1) 有形固定資産（リース資産および使用权資産を除く）……定率法
ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物……17～50年
使用权資産については、定額法を採用しております。
- 2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- 3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
- 1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。
- 2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- 3) 役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- 4) 業務損失引当金
受注業務に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において見込まれる未成業務の損失額を計上しております。

- 5) 完成業務補償引当金
完成業務に係る将来の補償費用の支出に備えるため、当連結会計年度末において見込まれる完成業務の補償額を計上しております。
- (5) 重要な収益および費用の計上基準
売上高の計上は、完成基準によっております。ただし、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事業務については工事進行基準（工事業務の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積もって、20年以内の一定の年数で均等償却することとしております。
- (7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- 1) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- 2) 消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う各国における規制等により、当社グループにおける海外事業において、一部のプロジェクトで進行遅延や工期延長等が発生しており、売上高の減少等の影響が生じております。しかし、国内事業は堅調に推移しており、当社グループ業績全体への影響は軽微であります。

新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期等を予見することは困難であることから、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき、翌連結会計年度末までは新型コロナウイルス感染症の影響が続くものと仮定して、のれんを含む固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,262百万円
2. 保証債務
当社グループ従業員の金融機関からの借入に対して25百万円の債務保証を行っております。
また、非連結子会社の株式会社CTIフロンティアの金融機関からの借入に対して73百万円の債務保証を行っております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	14,159,086株	－株	－株	14,159,086株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	18,959株	229株	－株	19,188株

(注) 増加株式数229株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2020年3月26日	普通株式	494百万円	35円	2019年12月31日	2020年3月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの2021年3月25日開催の第58回定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 636百万円 |
| ② 配当原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当金額 | 45円 |
| ④ 基準日 | 2020年12月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2021年3月26日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、一時的な余剰資金を安全性の高い金融資産に限定して運用し、デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形および完成業務未収入金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、契約業務管理規程および受託契約取扱要領に従い、所定の期日が過ぎても入金されない場合は、原因を調査し、結果を社内関係者に周知し、関係部署が適切に対処しております。また、有価証券および投資有価証券は、主に投資信託や株式であり、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、時価のあるものについては定期的に時価の把握を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	16,684	16,684	－
(2) 受取手形及び完成業務未収入金	7,127	7,127	－
(3) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	714	716	2
②その他有価証券	2,464	2,464	－
資産 計	26,990	26,993	2

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び完成業務未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額1,051百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産について記載すべき重要なものはないため開示を省略しています。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,393円36銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 258円17銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	28,926	流動負債	17,856
現金及び預金	11,952	業務未払金	1,598
受取手形	1	リース債	41
完成業務未収入金	1,521	未払金	447
未成業務支出金	13,667	未払法人税等	1,194
前払費用	221	未払消費税等	954
短期貸付金	1,439	未払費用	1,158
その他	122	未成業務受入金	9,792
固定資産	23,702	預り金	716
有形固定資産	8,012	賞与引当金	1,892
建物	2,621	役員賞与引当金	38
構築物	148	業務損失引当金	7
機械及び装置	4	その他	15
器具及び備品	326	固定負債	1,161
土地	4,787	長期未払金	7
リース資産	120	リース債	84
建設仮勘定	3	退職給付引当金	893
無形固定資産	765	資産除去債	172
借地権	16	その他	3
ソフトウェア	723	負債合計	19,017
リース資産	2	純資産の部	
電話加入権	22	株主資本	32,446
専用施設利用権	0	資本金	3,025
その他の資産	0	資本剰余金	4,122
投資その他の資産	14,924	資本準備金	4,122
投資有価証券	3,337	利益剰余金	25,311
関係会社株	8,001	利益準備金	176
出資金	75	その他利益剰余金	25,134
長期貸付金	529	別途積立金	8,700
長期前払費用	26	繰越利益剰余金	16,434
繰延税金資産	821	自己株式	△13
敷金・保証金	1,148	評価・換算差額等	1,164
前払年金費用	1,084	その他有価証券評価差額金	1,164
その他	6	純資産合計	33,610
貸倒引当金	△106	負債・純資産合計	52,628
資産合計	52,628		

損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高収入		44,322
売上原価		30,532
売上総利益		13,789
販売費及び一般管理費		8,953
営業利益		4,835
営業外収益		
受取利息及び配当金	88	
受取家賃	93	
その他の	61	244
営業外費用		
支払利息	0	
支払手数料	3	
賃貸費用	55	
その他の	0	60
経常利益		5,019
特別利益		
投資事業組合運用益	52	52
特別損失		
固定資産処分損	22	
その他の	2	24
税引前当期純利益		5,047
法人税、住民税及び事業税	1,748	
法人税等調整額	△315	1,433
当期純利益		3,613

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書（2020年1月1日から2020年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資 準 備 本 金	資 剰 余 本 金 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 剰 余 金 計
				別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 剰 余 金 計	益 金 計
当 期 首 残 高	3,025	4,122	4,122	176	8,700	13,316	22,192
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△494	△494
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	3,613	3,613
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	3,118	3,118
当 期 末 残 高	3,025	4,122	4,122	176	8,700	16,434	25,311

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△12	29,328	1,255	1,255	30,583
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	△494	-	-	△494
当 期 純 利 益	-	3,613	-	-	3,613
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0	-	-	△0
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額（純額）	-	-	△91	△91	△91
当 期 変 動 額 合 計	△0	3,117	△91	△91	3,026
当 期 末 残 高	△13	32,446	1,164	1,164	33,610

個別注記表

1. 重要な会計方針

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - 1) 有価証券
満期保有目的の債券……償却原価法
子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法
その他有価証券
・時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの
移動平均法による原価法
 - 2) たな卸資産
未成業務支出金……個別法による原価法
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - 1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法
ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物……17～50年
 - 2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - 3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
 - 1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。
 - 2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - 3) 役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - 4) 業務損失引当金
受注業務に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において見込まれる未成業務の損失額を計上しております。
 - 5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。
- (5) 収益および費用の計上基準
売上高の計上は、完成基準によっております。ただし、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事業務については工事進行基準（工事業務の進捗率の見積りは原価比例法）を適用してあります。
- (6) その他計算書類の作成のための基本となる事項
- 1) 消費税等の会計処理方法
税抜方式を採用しております。
 - 2) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う各国における規制等により、当社グループにおける海外事業において、一部のプロジェクトで進行遅延や工期延長等が発生しており、売上高の減少等の影響が生じております。しかし、国内事業は堅調に推移しており、当社グループ業績全体への影響は軽微であります。

新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期等を予見することは困難であることから、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき、翌事業年度末までは新型コロナウイルス感染症の影響が続くものと仮定して、関係会社株式の減損処理等の会計上の見積りを行っております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,444百万円
- (2) 保証債務
当社従業員の金融機関からの借入に対して23百万円、株式会社建設技研インターナショナルの従業員の金融機関からの借入に対して2百万円の債務保証を行っております。
また、非連結子会社の株式会社CTIフロンティアの金融機関からの借入に対して73百万円の債務保証を行っております。
- (3) 関係会社に対する金銭債権債務
- | | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 1,465百万円 |
| 短期金銭債務 | 283百万円 |
| 長期金銭債権 | 530百万円 |
- (4) 取締役および監査役に対する長期金銭債務 7百万円
- (注) 取締役および監査役に対する長期金銭債務は、将来の退任時に支給する予定の退職慰労金に係る債務であり、長期未払金に計上しております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
関係会社との営業取引高	1,951百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	132百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	18,959株	229株	一株	19,188株

(注) 増加株式数229株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	90百万円
業務損失引当金	2百万円
賞与引当金	579百万円
賞与社会保険料	85百万円
退職給付引当金	350百万円
長期未払金	2百万円
有価証券評価損	62百万円
資産除去債務	52百万円
その他	258百万円
繰延税金資産小計	1,483百万円
評価性引当金	△206百万円
繰延税金資産合計	1,276百万円
繰延税金負債	
有形固定資産	35百万円
その他有価証券評価差額金	419百万円
繰延税金負債合計	454百万円
繰延税金資産純額	821百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差額の原因となった項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等の損金不算入	0.04%
住民税均等割	1.70%
受取配当等の益金不算入	△0.09%
試験研究費の税額控除	△0.77%
所得拡大促進税制の税額控除	△2.60%
役員賞与損金不算入	0.23%
評価性引当金	△0.01%
その他	△0.71%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.41%

6. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社建設技研 インターナショナル	東京都 江東区	100	注1	100 (一)	当社の業務の 一部を委託	資金の貸付	100	短期貸付金	800
							貸付金の回収	0		
	株式会社地圏総合 コンサルタント	東京都 荒川区	100	注2	100 (一)	当社の業務の 一部を委託	資金の貸付	350	短期貸付金	150
							貸付金の回収	850		

- (注) 1. 事業内容は、「建設コンサルタント」であります。
 2. 事業内容は、「建設コンサルタントおよび地質調査業」であります。
 3. 取引条件については、以下のとおりであります。
 ・貸付取引：市場金利を勘案して貸付利率を決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,377円00銭
 (2) 1株当たり当期純利益 255円53銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年2月9日

株式会社 建設技術研究所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡本 健一郎 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 元 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社建設技術研究所の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社建設技術研究所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年2月9日

株式会社 建設技術研究所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡本 健一郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 元 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社建設技術研究所の2020年1月1日から2020年12月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員一致の意見により、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況等を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正確保に必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、必要に応じて子会社から経営及び管理の状況等について報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、第58期事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備や運用に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月10日

株式会社 建設技術研究所 監査役会

監査役 (常勤) 齋 藤 貢 一 ㊟

監 査 役 尾 園 修 治 郎 ㊟

社 外 監 査 役 田 中 康 郎 ㊟

社 外 監 査 役 石 川 剛 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

グランドアーク半蔵門 3階 光の間

東京都千代田区隼町1番1号 電話番号：03-3288-0111



交通の
ご案内

- 東京メトロ半蔵門線
- 東京メトロ半蔵門線
- 東京メトロ半蔵門線

- 東京メトロ有楽町線

【半蔵門駅】 1番出口より徒歩2分

【半蔵門駅】 3b出口より徒歩3分

【半蔵門駅】 6番出口より徒歩3分

6番出口は地上までエスカレーターとエレベーターが通じています。

【魏町駅】 1番出口より徒歩7分